

# 山形市 新規創業者 プロモーション支援補助金

## 脱・宣伝下手！ 起業直後の認知度向上を応援します！

### 【補助対象者】

次の全てに該当する方

- (1) 令和4年4月1日以降に創業をした者で、その主たる事業所を市内に有する個人又は会社
- (2) 本市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業（※）による支援を受けた者
- (3) 山形市売上増進支援センターY-bizの支援を受けた者

※山形市の創業ゼミ、山形県企業振興公社の創業相談・創業塾、山形商工会議所の創業相談・創業セミナー

### 【補助対象経費】

広告宣伝費（市の交付決定後に実施し、かつ、令和5年3月31日までに完了するもの）

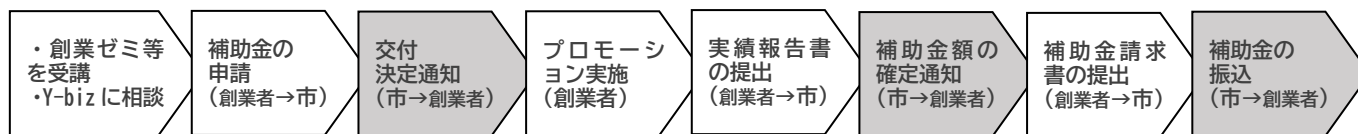
### 【補助対象経費例】

テレビ・新聞広告費、フリーペーパー掲載費、WEB・SNS広告費、チラシ作成費、写真撮影費、動画製作費、DM・ポスティング費、HP製作費、デジタルサイネージ広告費、インフルエンサーマーケティング費等

### 【補助金額】

補助対象経費の1/2（補助上限額10万円） ※市予算の範囲内で先着順。1事業者1回限り。

### 【補助金交付までの流れ】



※必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。交付決定前に実施され発生した費用は補助対象となりません。

### 【申請方法】

申請書等を市HP（下記URL）よりダウンロードし、メール又は郵送でご提出ください。

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/kighoshien/1006773/1010054.html>

### 【その他】

- ・特定創業支援等事業をまだ受けていない方は、山形市雇用創出課にお問い合わせください。
- ・Y-bizの初回予約から相談まで時間がかかる場合がありますので、余裕を持って早めにご予約ください。
- ・詳細は、交付要綱、Q&A、申請書記載例、ホームページをご覧ください。

### 【提出先】（お問い合わせ先）

山形市 商工観光部 雇用創出課 企業支援グループ [koyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:koyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp)  
〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25 電話 023-641-1212（内線 416）

## 申請書類一覧

### 交付申請

事業に着手する前に申請してください。提出は持参、郵送、メールでも可。

#### 【提出書類】

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 個人事業主：開業届出書の写し、会社：登記事項証明書の写し
- (5) 令和4年度納税証明書（令和3年分）の写し（会社の場合は代表者のもの）
- (6) 許認可等が必要な業種にあっては、当該許認可等を受けたことが分かる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

### 変更・中止

補助対象経費の20%を超える変更を行う場合、又は事業を中止する場合は、事前に申請してください。提出は持参、郵送、メールでも可。

#### 【提出書類】

- (1) 事業計画変更・中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### 実績報告

補助対象事業の完了の日から起算して30日以内に提出してください（最終期限：令和5年3月31日）。提出は持参、郵送、メールでも可。

#### 【提出書類】

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類（請求書、領収書・振込がわかる書類）
- (4) 補助対象経費に係る補助対象事業の実施の内容が分かるもの（広告物、チラシ、成果物の写真等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

### 補助金の請求

市所定の請求書により、郵送で提出してください。

#### 【提出書類】

- 請求書（押印必要）

詳しくはこちら⇒

